

平成22年 第2回 定例会

# 枚方寝屋川消防組合議会会議録

平成22年7月22日開・閉会

枚方寝屋川消防組合議会

## 平成22年第2回定例会 枚方寝屋川消防組合議会会議録目次

出席議員	1
地方自治法第121条による出席者	1
議事日程・会議に付した事件	2
開会（午前10時00分）	3
臨時議長の紹介	3
堀井勝臨時議長のあいさつ	3
理事者・議員双方の自己紹介	3
出席状況の報告	3
竹内脩管理者開会のあいさつ	4
議事日程の報告	6
諸般の報告	6
選第1号 枚方寝屋川消防組合議会議長の選挙	7
休憩（午前10時15分）	7
再開（午前10時16分）	7
堀井勝議長就任のあいさつ	7
議席の指定	8
会議録署名議員の指名	8
会期の決定	8
選第2号 枚方寝屋川消防組合議会副議長の選挙	8
休憩（午前10時20分）	8
再開（午前10時21分）	8
坂本憲一郎副議長就任のあいさつ	9
選第3号 枚方寝屋川消防組合議会運営委員会委員の選任	9
休憩（午前10時23分）	10
再開（午前10時24分）	10
枚方寝屋川消防組合議会運営委員会委員の指名	10
休憩（午前10時25分）	10
再開（午前11時11分）	10
議事日程の報告	10
議案第4号 枚方寝屋川消防組合監査委員の選任の同意について	10
竹内脩管理者の提案理由の説明	10
議案第4号採決	11
板坂千鶴子議員の就任のあいさつ	11
報告第3号 専決事項の報告	12
北之原信雄寝屋川消防署長の提案理由の説明	12
議案第5号 枚方寝屋川消防組合火災予防条例の一部改正について	13
守田晴行警防部長の提案理由の説明	14
関連質問	15
野口光男議員の関連質問	15
省令改正に該当する小規模福祉施設の現状把握と今後の対応について	

守田晴行警防部長の答弁	15
野口光男議員の再質問	15
小規模福祉施設の実態の把握と適切な指導について（要望）	
一般質問	16
伊藤和嘉子議員の一般質問	16
平成21年中の救急搬送人数と医療機関への照会回数について	
守田晴行警防部長の答弁	17
伊藤和嘉子議員の再質問	17
医療機関へ照会回数の内訳と救急車の現場滞在時間について	
守田晴行警防部長の答弁	18
伊藤和嘉子議員の再々質問	18
北河内ブロックにおける搬送及び受入れの実施基準について（要望）	
廣岡芳樹議員の一般質問	18
経営戦略プランについての認識と現状について	
P A 連携に対する評価及び今後の課題について	
消防組合としての予算査定方法と構成市のかかわりについて	
岡本治康総務部長の答弁	20
守田晴行警防部長の答弁	21
廣岡芳樹議員の再質問	21
重要案件の議会への報告について（要望）	
P A 連携の必要性及び効果の市民広報について（要望）	
予算編成に際しての構成市との協議について（要望）	
田中久子議員の一般質問	22
北河内4市リサイクルプラザかざぐるまの消防用設備等について	
廃プラ処理施設等に対する消火マニュアルの作成について	
北河内4市リサイクルプラザかざぐるまの火災における周辺住民に 対する広報について	
守田晴行警防部長の答弁	23
田中久子議員の再質問	24
北河内4市リサイクルプラザかざぐるまの火災における消防職員の 熱中症について	
北河内4市リサイクルプラザかざぐるまの火災における周辺住民に 対する広報について	
守田晴行警防部長の答弁	25
田中久子議員の再々質問	25
廃プラ施設における消火活動マニュアル及び広報活動について（要望）	
竹内脩管理者閉会のあいさつ	25
堀井勝議長閉会のあいさつ	26
閉会（午後0時16分）	26

# 平成22年第2回枚方寝屋川消防組合議会定例会会議録

平成22年7月22日(木)

## 出席議員(16名)

1番	板坂千鶴子	7番	田中久子	13番	堀井勝
2番	伊藤和嘉子	8番	南部創	14番	前田富枝
3番	大隈恭隆	9番	野口光男	15番	松本順一
4番	小野裕行	10番	野村生代	16番	三島孝之
5番	坂本憲一郎	11番	廣岡芳樹		
6番	住田利博	12番	伏見隆		

## 地方自治法第121条による出席者

管理者	竹内 脩	警防部長	守田 晴行
副管理者	馬場 好弘	枚方署長	古川 逸郎
副管理者	木下 誠	枚方東署長	御明 雅之
会計管理者	西尾 和三	寝屋川署長	北之原信雄
消防長	仙田 恵造	警防部参事	山本 秀行
消防次長	湯浅 清英	警防部参事	山代 次夫
消防次長	島田 裕	枚方市市民安全部長	奥西 正博
総務部長	岡本 治康	寝屋川市人・ふれあい部長	良 豊博

## 議 事 日 程（平成22年7月22日 午前10時00分開会）

- |      |       |   |
|------|-------|---|
| 日程第1 | 選 第1号 | 枚方寝屋川消防組合議会議長の選挙  |
| 日程第2 |       | 議席の指定について   |
| 日程第3 |       | 会期の決定について   |
| 日程第4 | 選 第2号 | 枚方寝屋川消防組合議会副議長の選挙   |
| 日程第5 | 選 第3号 | 枚方寝屋川消防組合議会運営委員会委員の選任について                                       |
| 日程第6 | 議案第4号 | 枚方寝屋川消防組合監査委員の選任の同意について   |
| 日程第7 | 報告第3号 | 専決事項の報告について<br>専決第3号 損害賠償の額を定めることについて<br>専決第4号 損害賠償の額を定めることについて |
| 日程第8 | 議案第5号 | 枚方寝屋川消防組合火災予防条例の一部改正について  |
| 日程第9 |       | 一般質問  |

## 本日の会議に付した事件

日程第1から日程第9まで

(午前10時00分)

事務局長(鴨林由秀君) おはようございます。議員の各位におかれましてはご多用のところ、消防組合議会にご出席くださいますことありがとうございます。ただいまから平成22年第2回枚方寝屋川消防組合議会定例会を開会させていただいておりますが、両市とも役員改選があり、議長、副議長とも欠いております。そこで、議長が選挙されますまでの間、地方自治法第107条の規定に基づき、年長の議員さんに臨時議長をお願いいたしたく思います。

それでは、本日出席をしていただいております議員のうち堀井勝議員に、本日の臨時議長をお願いいたしたいと存じます。

堀井勝議員をご紹介いたします。堀井議員、よろしくをお願いいたします。

臨時議長(堀井勝君) 皆さん、おはようございます。ただいまご紹介いただきました堀井勝でございます。地方自治法第107条の規定によりまして、臨時に議長の職務を行わせていただきますので、よろしくをお願いいたします。

最初に、改選後初めての議会でございますので、議員及び理事者双方の自己紹介をお願いしたいと思います。

それでは、理事者側、管理者のほうから順次、自己紹介をお願いいたします。

(理事者 自己紹介)

臨時議長(堀井勝君) 理事者側の自己紹介が終わりました。

続きまして、議員の自己紹介を、演壇に向かって前列の左より右のほうへお願いいたします。

板坂議員からお願いいたします。

(議員 自己紹介)

臨時議長(堀井勝君) 以上で自己紹介を終わります。

次に、議員の出席状況について、職員に報告をいたさせます。

事務局長(鴨林由秀君) ご報告申し上げます。本日の会議のただいまの出席議員は16名、全員出席でございます。

臨時議長(堀井勝君) ただいま報告させましたとおり、出席議員は定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

この際、議事進行上、仮議席を指定いたします。仮議席は、ただいまご着席の議席と指定いたします。

開会に際し、管理者のあいさつを受けます。竹内管理者。

管理者（竹内脩君） 皆様、おはようございます。平成22年第2回枚方寝屋川消防組合議会定例会の開会に当たりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

議員の皆様には、大変お暑い中ご出席をいただきまして、まことにありがとうございます。

先日、枚方、寝屋川両市の市議会より、本消防組合への派遣議員を選出いただきました。就任されました議員の皆様におかれましては、本消防組合の発展のためにご指導、ご鞭撻いただきますよう、よろしくお願いを申し上げます。

さて、近年、全国各地で局地的な豪雨が猛威を振るっている中で、今年も6月中旬以降、梅雨前線の活動が活発化し、九州や中国地方を中心に、全国各地で土砂崩れ、河川の増水、家屋への浸水など、多くの被害が発生しております。これから夏本番を迎えるに当たり、本消防組合では、台風や集中豪雨への備えとして、一昨年夏の教訓を踏まえ、常に気象情報を注視しながら、119番通報の一時集中に対して通信員を確保し、輻輳する情報を迅速・的確に処理するなど初動態勢の再徹底を図り、より円滑な消防活動を行ってまいります。

また、浸水被害を最小限に抑えていくため、両市の危機管理をはじめ、道路・河川管理等の関係部局また消防団などとも連携をさらに密にし、情報を共有化しながら、被害の発生が予測される危険箇所への警戒を強化するなど、危機管理体制の充実に努めてまいります。

先月、北河内4市リサイクルプラザかざぐるまで、作業中にごみから出火し、施設の一部が焼損する火災が発生いたしました。今回の火災では、20台の消防車両と71名の職員が出動し、熱気と濃煙の中、長時間消火活動を行いました。あらゆる災害に、冷静に判断し、適切に対応していくためには、日ごろからの地道な訓練が必要であり、今後とも、強い消防を目指しながら、市民の安全と安心の確保に努めてまいります。また、本消防組合では、速やかに出火原因を調査し、当該施設に対し今後の防火対策等に関する指導を行い、再発防止を促したところであります。

本消防組合では今年の4月から、24時間体制で医師や看護師等が救急医療相談に応じる電話窓口の事業、救急安心センターおおさか事業に参画しているところであり、そのような中で、6月までの3か月間で2,000人近い市民の方が利用されております。7月から、枚方、寝屋川両市の全世帯にリーフレットを配布したことにより、これまでより1.5倍近く利用者が増えており、引き続き、あらゆる機会を通じて、広く市民に周知してまいります。

今後とも、こうした医療と救急の連携の強化に取り組んでいくことにより、救命率の向上、また救急車の適正利用の促進など、救急体制の充実・整備に努めてまいります。

設置義務の期限まで1年を切りました既設戸建て住宅への火災警報器につきましては、設置状況に関するアンケート調査を実施し、その調査結果をもとに、引き続き、設置率が100%に近づくよう、積極的な広報に努め、さまざまな取組みを展開していきたいと考えております。

第3次将来構想計画につきましては、人口の減少や少子高齢化、厳しい財政状況など、構成両市の動向を見極めた上で、今後の消防力のあり方をはじめ、効率的で柔軟な組織体制の構築や職員の大量退職に伴う人材育成など、テーマを絞り込みながら、現在検討を行っているところであり、年度内のできる限り早い時期に明らかにしていきたいと考えております。

また、大阪府から市町村への各種事務の権限移譲が進められている中で、枚方、寝屋川両市では、高圧ガス保安法、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律及び火薬類取締法のいわゆる保安3法に基づく許認可事務等の移譲を受け入れる運びとなっております。

それに伴い、この保安3法事務につきましては、今後、本消防組合で共同処理する事務として位置づけられる予定であり、受け入れ体制の整備、また人材育成等につきまして、第3次将来構想計画の中で検討を重ねていく予定であります。

今後10年間にわたり、毎年平均して30人以上の職員が退職していく中で、計画的な職員採用が必要となっております。そのため、来年度の新規職員の採用につきましては、再任用職員など多様な雇用形態を活用し、年齢構成の平準化や若い世代の人材育成に努めながら、枚方、寝屋川両市の消防力に必要な人員数を確保していきたいと考えております。

消防の広域化につきましては、大阪府消防広域化推進計画に定める各ブロックで作成されました検討結果報告書に基づき、大阪府では本年3月に、広域化に関する各市町村長の意向を確認されたところ、平成22年度以降は、当該ブロックの枠組みを基本とした上で、本計画とは異なる別の組み合わせで、変更、修正が行われる見込みとなっております。

一方、平成28年5月末までに整備が義務づけられている消防救急無線のデジタル化につきましては、本消防組合では、費用対効果の観点から、広域化の枠組みである東



部ブロックでの共同整備の可能性について、各市と協議を行いながら、今年度は当該ブロック共同でデジタル波の電波伝搬調査を行います。

このように、消防行政を取り巻く環境が著しく変化していく中で、国や大阪府の動向を把握しながら、枚方、寝屋川両市の市民の皆さんの目線に立って、本消防組合の消防行政運営を適正に執行し、市民の安全確保に一層の努力を重ねてまいりますので、議員の皆様におかれましては、今後ともご支援、ご協力を賜りますようお願いを申し上げます。

本日の議会では、この後、正副議長の選挙、議会運営委員会委員の選任、監査委員の選任同意をはじめ、各種議案を提案させていただきますので、よろしくご審議の上、ご同意、ご可決いただきますようお願い申し上げます。開会のごあいさつとさせていただきます。

本日はどうぞよろしくお願い申し上げます。ありがとうございました。

臨時議長（堀井勝君） 管理者のあいさつが終わりました。

次に、議事日程について、職員に報告をいたさせます。

事務局長（鴨林由秀君） 議事日程

日程第1 選 第1号 枚方寝屋川消防組合議会議長の選挙

日程第2 議席の指定について

日程第3 会期の決定について

日程第4 選 第2号 枚方寝屋川消防組合議会副議長の選挙

日程第5 選 第3号 枚方寝屋川消防組合議会運営委員会委員の選任

以上です。

臨時議長（堀井勝君） ただいまの議事日程により、本日の会議を進めてまいります。

この際、職員に諸般の報告をいたさせます。

事務局長（鴨林由秀君） ご報告いたします。

まず、例月現金出納検査の結果でございますが、平成21年度、平成22年3月分から5月分及び平成22年度4月分から5月分をお手元に配付しております。

次に、消防組合議会議員名簿、消防組合組織機構図及び平成21年度情報公開等運用状況並びに消防概要をまとめました「ひらね119」をお手元に配付しておりますので、ご参照いただきたいと思います。

以上で諸般の報告を終わります。

臨時議長（堀井勝君） 諸般の報告が終わりました。

これより、日程第1 選第1号 枚方寝屋川消防組合議会議長の選挙を行います。  
配付いたしております議案書に臨時議長名が記入されておりませんので、議案書の臨時議長欄に、「堀井勝」とご記入をお願いいたします。

暫時休憩します。

(午前10時15分 休憩)

(午前10時16分 再開)

臨時議長(堀井勝君) 再開いたします。

お諮りいたします。選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選によりたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

臨時議長(堀井勝君) ご異議なしと認めます。よって、選挙の方法は、指名推選によることに決しました。

お諮りいたします。指名の方法については、臨時議長から指名することにいたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

臨時議長(堀井勝君) ご異議なしと認めます。よって、臨時議長において指名することに決しました。

議長に堀井勝君を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま指名いたしました堀井勝君を議長の当選人と定めることにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

臨時議長(堀井勝君) ご異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました堀井勝君が議長に当選されました。

本席から、会議規則第29条第2項により、議長当選を告知いたします。これにより、議長当選のあいさつを申し上げます。

議長(堀井勝君) 議長就任に当たりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

このたびは、不肖私が皆様のご推挙により、議長の要職に就任させていただきました。身に余る光栄でございます。その与えられた職責の重要性を考えますと、改めて身の引き締まる思いでございます。皆様のご推挙をいただきました以上、先ほど竹内管理者からごあいさつがございました数々の課題がございますので、議長として、消防行政のより一層の充実・発展を図るために誠心誠意努力していく覚悟でございます。

す。

何とぞ、皆様方におかれましてもご指導、ご協力を心からお願いを申し上げまして、まことに簡単粗辞でございますが、ごあいさつとさせていただきます。ありがとうございました。

議長（堀井勝君） これより議長の職を行います。

初めに、日程第2 議席の指定を行います。

議席は、会議規則第3条第1項の規定により、議長において指定いたします。議員諸君の氏名とその議席番号を職員に朗読させます。

事務局長（鴨林由秀君） 1番板坂議員、2番伊藤議員、3番大隈議員、4番小野議員、5番坂本議員、6番住田議員、7番田中議員、8番南部議員、9番野口議員、10番野村議員、11番廣岡議員、12番伏見議員、13番堀井議員、14番前田議員、15番松本議員、16番三島議員。

議長（堀井勝君） ただいま朗読させましたとおり、議席を指定いたします。

次に、会議規則第70条に基づく会議録署名議員を議長において指名いたします。1番板坂千鶴子議員、2番伊藤和嘉子議員、以上のとおりであります。よろしく願いいたします。

続いて、日程第3 会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は本日1日間といたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（堀井勝君） ご異議なしと認めます。よって、本定例会の会期は本日1日間といたします。

次に、日程第4 選第2号 枚方寝屋川消防組合議会副議長の選挙を行います。

配付いたしております議案書に議長名が記入されておられませんので、議案書の議長欄に、「堀井勝」とご記入をお願いいたします。

暫時休憩をいたします。

（午前10時20分 休憩）

（午前10時21分 再開）

議長（堀井勝君） 再開いたします。

お諮りいたします。選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選によりたいと思っております。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(堀井勝君) ご異議なしと認めます。よって、選挙の方法は指名推選によることに決しました。

これから指名推選を行います。

お諮りいたします。指名の方法につきましては、議長において指名することにしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(堀井勝君) ご異議なしと認めます。よって、議長において指名することに決しました。

副議長に坂本憲一郎君を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま指名いたしました坂本憲一郎君を副議長の当選人と定めることにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(堀井勝君) ご異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました坂本憲一郎君が副議長に当選されました。

ただいま副議長に当選されました坂本憲一郎君に、本席から、会議規則第29条第2項により、副議長の当選を告知いたします。これにより、副議長当選のあいさつをお願いすることにいたします。坂本憲一郎君。

副議長(坂本憲一郎君) 副議長就任に当たりまして、一言ごあいさつ申し上げます。

ただいま、議員の皆様方のご推挙によりまして、副議長に選ばれましたことはこの上なく光栄に存じておりますとともに、その重大さを痛感している次第でございます。堀井議長のもと、市民の生命、身体、財産を守る消防行政の発展のため、円滑なる議会運営に向けて、誠心誠意努力してまいり所存でございます。

つきましては、皆様方より、一層のご指導、ご鞭撻をお願い申し上げまして、甚だ簡単粗辞ではございますが、就任のごあいさつとさせていただきます。ありがとうございました。

議長(堀井勝君) 坂本副議長、どうぞよろしくお願ひいたします。

次に、日程第5 選第3号 枚方寝屋川消防組合議会運営委員会の委員選任を行います。

配付いたしております議案書に議長名が記入されていませんので、議案書の議長欄に、「堀井勝」とご記入願います。

暫時休憩いたします。

(午前10時23分 休憩)

(午前10時24分 再開)

議長(堀井勝君) 再開いたします。

お諮りいたします。本件につきましては、議会運営委員会規程第4条第2項の規定により、議長において指名いたします。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(堀井勝君) ご異議なしと認めます。よって、議長において指名をさせていただきます。

議会運営委員に小野裕行君、伏見隆君、三島孝之君、住田利博君、廣岡芳樹君、松本順一君、以上のとおり指名をいたします。

ここで、議会運営委員会を開催したいと思いますので、委員の方は4階大会議室にお集まりいただきたいと思います。他の議員さんにつきましては、4階議員控室でご休憩願います。

暫時休憩いたします。

(午前10時25分 休憩)

(午前11時11分 再開)

議長(堀井勝君) 再開いたします。

初めに、議事日程について、職員に報告をいたさせます。

事務局長(鴨林由秀君) 議事日程

日程第6 議案第4号 枚方寝屋川消防組合監査委員の選任の同意について

日程第7 報告第3号 専決事項の報告について

日程第8 議案第5号 枚方寝屋川消防組合火災予防条例の一部改正について

日程第9 一般質問

以上です。

議長(堀井勝君) ただいまの議事日程により、引き続き会議を進めさせていただきます。

これより、日程第6 議案第4号 枚方寝屋川消防組合監査委員の選任の同意についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。竹内管理者。

管理者(竹内脩君) ただいま上程いただきました議案第4号 枚方寝屋川消防組合

監査委員の選任の同意について、提案理由のご説明を申し上げます。

説明の前に、まことに恐縮ではございますが、お手元の議案書4ページの住所、氏名、生年月日の空欄に次の事項をご記入願います。

住所、寝屋川市緑町45番9号、氏名、板坂千鶴子。生年月日、昭和20年9月5日でございます。

それでは、提案理由のご説明を申し上げます。

枚方寝屋川消防組合議会議員より選任する監査委員といたしまして、議長よりご推薦いただきました板坂千鶴子議員を選任いたしたく、地方自治法第292条において準用する同法第196条第1項及び当消防組規約第12条第2項の規定により、消防組合議会の同意を求めるものでございます。

板坂議員につきましては、人格、識見とも高潔で、当消防組合監査委員として適任であると考えますので、議員各位におかれましては、何とぞ満場一致をもってご同意賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

議長（堀井勝君） 説明が終わりました。

本件については、質疑、討論を行わず、直ちに採決に入ります。

本件は、原案に対して同意することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（堀井勝君） ご異議なしと認めます。よって、本件は同意することに決しました。

ただいま、監査委員に選任同意されました板坂千鶴子君より、お礼のごあいさつを申し上げたい旨、発言がございますので、これを許可いたします。

板坂議員、議場に入ってくださいと思います。

（板坂議員 入場）

監査委員（板坂千鶴子君） ただいま、監査委員選任についてご同意いただきました板坂千鶴子でございます。一言、御礼のごあいさつを申し上げます。

このたびは、枚方寝屋川消防組合監査委員の選任に係るご同意をいただき、まことにありがとうございます。この上は、さらに消防組合の公正かつ効率的な運営を確保するため、監査委員として与えられました職責を精いっぱい遂行してまいりたいと思っております。

つきましては、皆様方のご指導、ご鞭撻を心からお願い申し上げまして、簡単ではございますが、御礼のごあいさつとさせていただきます。ありがとうございました。

議長（堀井勝君）ごあいさつが終わりました。板坂議員、今後ともよろしく願いいたします。

次に、日程第7 報告第3号 専決事項の報告についてを議題といたします。専決第3号及び専決第4号について、提案理由の説明を求めます。北之原寝屋川消防署長。寝屋川署長（北之原信雄君） ただいま上程いただきました報告第3号の専決第3号、第4号につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

本件は、地方自治法第292条において準用する同法第180条第1項の規定に基づき専決処分を行いました損害賠償の額を定めることについて、同条第2項の規定により議会に報告をさせていただくものでございます。

それでは、まず専決第3号についてご説明いたします。恐れ入りますが、議案書6ページをお開き願います。

本件事故の概要といたしましては、平成22年3月20日、寝屋川市萱島東1丁目10番27号の警戒事案に出動しました寝屋川消防署南出張所配備のミニタンク車が、11時35分ごろ、同市萱島桜園町4番11号の中井宅前を通過しようとした際、道路左側に駐車していましたが、ミニタンク車の左側前部ステップが追突、その弾みで軽トラックが前進し、前方に停車中の中井大人氏所有のスクーターバイクと接触、当該バイクが転倒したもので、ミニタンク車、軽トラック及びスクーターバイクの3台が損傷した事故でございます。

事故の原因につきましては、狭隘な道路に駐車している車両の横を通過する際の機関員の判断ミスと乗組員の車両誘導の不徹底とが重なり発生したもので、過失割合は当方100%でございます。

スクーターバイクの損害賠償につきましては、平成22年4月7日に示談が調いしたので、13万5,219円を中井大人氏の親権者、中井一美氏に賠償したものでございます。13万5,219円の内訳といたしましては、スクーターバイクの修理費用が12万519円、代車費用が1万4,700円となっております。

なお、軽トラックの損傷につきましては、議案書8ページの承諾書に記載されておりますとおり、姫田秀敏氏から修理等行わない旨の承諾書をいただいております。参考資料といたしまして、議案書7ページに物件損害に関する承諾書、9ページに事故現場図面を添付いたしておりますので、ご参照いただきますようよろしくお願いいたします。

続きまして、専決第4号についてご説明をいたします。

本件事故の概要といたしましては、平成22年5月6日、寝屋川市萱島東1丁目13番11号の救急事案に出動しました寝屋川消防署神田出張所配備の救急車が5時1分ごろ、同市萱島信和町25番16号の井元宅ガレージ前を通過しようとした際、道路中央付近で切り返しのために停車していましたが井元一弘氏所有の乗用車と接触し、乗用車の前部左角バンパーと救急車の左側面スライドドア等が損傷した事故でございます。

事故の原因につきましては、車両離合時における機関員の運転操作ミスと乗組員の安全確認の欠如が重なり発生したもので、過失割合は当方100%でございます。

損害賠償につきましては、平成22年6月4日に示談が調いましたので、19万9,424円を井元一弘氏に賠償したものでございます。19万9,424円の内訳としましては、乗用車の修理費用が10万4,924円、代車費用が9万4,500円となっております。なお、本件救急事案は、事故後即時に寝屋川消防署本署救急小隊を出動させ、万全の処置を講じ、対処しましたことを申し添えます。

参考資料といたしまして、議案書11ページに物件損害に関する承諾書、12ページに事故現場図面を添付いたしておりますので、ご参照いただきますよう、よろしくお願いいたします。

ご迷惑をおかけいたしました関係者の方々に深くおわびを申し上げます。寝屋川消防署といたしましては、事故後直ちに事故当事者に対し、交通事故への意識を高めるよう、安全運転と安全走行の指導を行ったところです。

今後も、署員一人一人に対し、乗組員全員による安全確認や声かけを徹底させるとともに、車両誘導訓練や安全運転に関する研修を行っていくなど、全力を挙げて交通事故防止に取り組んでまいりますので、よろしくお願いいたします。

以上、専決第3号、第4号のご報告とさせていただきます。

議長（堀井勝君） 説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（堀井勝君） 質疑なしと認めます。質疑を終了いたします。

以上をもって、日程第7 報告第3号 専決事項の報告についてを終結いたします。

次に、日程第8 議案第5号 枚方寝屋川消防組合火災予防条例の一部改正についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。守田警防部長。



警防部長（守田晴行君） ただいま上程いただきました議案第5号 枚方寝屋川消防組合火災予防条例の一部改正について、提案理由のご説明を申し上げます。

恐れ入りますが、議案書14ページをお開き願います。

今回の改正は、総務省消防庁からの通知に基づき、2つの改正点がございます。リン酸型及び熔融炭酸塩型の燃料電池に加えて、固体酸化物型燃料電池が実用化し、商品化の作業に一定の進捗が見られたことを踏まえまして、新たに対象火気設備として追加されたものであります。

それでは、改正内容につきまして、参考資料の新旧対照表に基づきましてご説明を申し上げます。恐れ入りますが、議案書15ページをお開き願います。

現行の枚方寝屋川消防組合火災予防条例第8条の3第1項、「又は熔融炭酸塩型燃料電池」を「、熔融炭酸塩型燃料電池又は固体酸化物型燃料電池」に改めまして、同条第2項中、「固体高分子型燃料電池」の次に、「又は固体酸化物型燃料電池」を加えるものでございます。

次に、第29条の5第3号中、「第3条第2項第2号」を「第3条第3項第2号」に改め、同条第4号中、「第3条第2項第3号」を「第3条第3項第3号」に改め、同条第5号中、「第3条第2項第4号」を「第3条第3項第4号」に改めるものでございます。

なお、ただいま説明いたしました第29条の5の条文中に項ずれが生じたことにつきましては、特定共同住宅等に関する省令が改正され、新たに社会福祉施設に関する基準が1項目追加されたことによるものでございます。

追加されました省令の内容ですが、特定共同住宅等の一部に社会福祉施設が入居した場合であっても、その社会福祉施設部分の消防用設備等が一定の基準を満たしていれば、既存の共同住宅部分に対して新たな消防用設備等の規制は及ばないというものでございます。

続きまして、議案書の14ページにお戻り願います。

附則でございますが、第1項で、本条例の施行日を平成22年12月1日と定めております。ただし、第29条の5の改正規定は、公布の日から施行することと定めております。

第2項につきましては、経過措置といたしまして、本条例の施行の際、現に設置され、または設置の工事がされている燃料電池発電設備（固体酸化物型燃料電池による発電設備に限る。）のうち、改正後の枚方寝屋川消防組合火災予防条例第8条の3の規

定に適合しないものについては、当該規定は適用しないこととしております。

以上、甚だ簡単な説明でございますが、よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

議長（堀井勝君） 説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑はありますか。野口議員。

9番（野口光男君） ただいま上程されました議案第5号 枚方寝屋川消防組合火災予防条例の一部改正に関連して質問させていただきます。

第29条の5については、先ほど説明がありましたように、高齢者、障害者のグループホームなど、小規模福祉施設が既存の共同住宅に入居する際には、従来設置することになっている消防用設備を、一定の区画等を要件に免除されるというものです。

このグループホームについては、その火災が発生したことで、法令が大変厳しくなり、これまで共同住宅に入居していた施設が、共同住宅全部に設置要件が当てはまるということになったために、入居を拒否されたり、退居させられたりしたことが、今回のこの改正でこのような事態がなくなると、グループホームなど小規模福祉施設の設置が進むということで評価いたします。しかし、該当するグループホームなどでは、スプリンクラーや緊急通報装置などの消防設備をきちっと設置されなければならないし、消防としても把握しておく必要があると思います。

そこで質問いたしますが、現状の該当する施設の把握はどのようになっているのか。また、今後の対応についてお伺いをいたします。

議長（堀井勝君） 答弁を求めます。守田警防部長。

警防部長（守田晴行君） 野口議員のご質問にお答えいたします。

現時点におきまして、共同住宅の一部に社会福祉施設が入居する対象物は、本消防組合管内で、枚方市に22件、寝屋川市に14件、合計36件でございます。

また、このような対象物につきましては、今後増加することが予想されますことから、消防といたしましては、立入検査等を通じ、実態の把握に努めるとともに、適切な指導を進めてまいります。

議長（堀井勝君） 答弁が終わりました。再質問はありますか。野口議員。

9番（野口光男君） 2回目の質問ではなく、2回目は要望とさせていただきたいと思いますが、先ほどのご答弁では、枚方の市内には22か所というご答弁があったわけですが、実際どれだけあるのかということで、私も調べさせていただきました。そうしますと、障害者グループホーム、ケアホームだけでも、消防からいた

だいたリストに載っていないものが20か所以上あるというふうになっています。普通の府営住宅の一部とかマンションの一部とか、そういうところに入っている部分だけで照合すると、20か所以上、消防が把握しているリストには載っていないというような状況もあります。

施設入居者また近隣住民の皆さんの安全確保の観点からも、関係機関と連携していただいて、実態の把握と適切な指導をお願いして、本条例には賛成させていただきます。

以上です。

議長（堀井勝君） 他に質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（堀井勝君） 質疑なしと認めます。質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（堀井勝君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより本案の採決を行います。本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（堀井勝君） ご異議なしと認め、本案は原案のとおり決することに決しました。

次に、日程第9 一般質問を行います。

一般質問については、廣岡議員、田中議員、伊藤議員から通告がありましたので、順次、質問を許します。

初めに、伊藤議員の質問を許します。伊藤議員。

2番（伊藤和嘉子君） 消防本部の皆様方には、日ごろから消防、救急と重要な役割を果たしていただき、本当にありがたいと思っています。そんな中で日ごろ感じております救急医療体制について質問をさせていただきます。

高齢化の進行や急病、交通事故の多発などで、救急搬送の件数が増加しています。しかし、私の経験でも、救急患者の発生で救急車が患者宅に到着したときに、見守る地域の方々も、早く病院に向けて出発してほしいなと思っているのに、救急車がなかなか出発しない、そんなケースを見かけることがあります。特に重症患者の場合は、搬送時間の遅れが命にかかわることになりますが、現実には、救急隊員の皆さんが救急車の中で一生懸命患者の受け入れ先を探しているにもかかわらず、受け入れてくれ

る医療機関が見つからず、現場から救急車が出発できない状況があります。

そこで、21年中の救急搬送人数と重症患者の医療機関への照会回数状況についてお尋ねをします。また、医療機関の事情で受け入れを断られると、救急隊員の方々も非常につらい立場になるわけですが、何といたっても一番被害を被るのは患者自身です。消防本部として、少しでも早く医療機関に搬送できるようにするために、現在どのような対応をされているのか伺います。これが1回目の質問です。

議長（堀井勝君） 質問が終わりました。答弁を求めます。守田警防部長。

警防部長（守田晴行君） 伊藤議員のご質問にお答えいたします。

平成21年中の搬送人員は2万3,981人で、前年より282人増加している中で、重症での医療機関受け入れ問い合わせ状況につきまして、4回以上を要した件数は80件ございました。

こうした状況に対する対策として、本消防組合では、平成20年に大阪府で導入されました緊急搬送要請システムや3次医療機関コーディネート事業を積極的に活用し、迅速かつ適切な病院選定に努めているところです。

さらに、消防と医療の連携を推進し、傷病者の症状に応じた救急搬送及びその受け入れをより適切かつ円滑に行うため、平成21年10月に消防法の一部を改正する法律が施行されました。これを受けて、大阪府では傷病者の搬送及び受け入れの実施基準を作成するため、各ブロックで小委員会を設置、北河内ブロックにおいても、保健所、医療機関、消防本部で協議し、平成22年度中に実施基準を作成する予定であります。

今後も、消防本部では、関係機関と連携を図りながら、傷病者の症状に応じた円滑な救急搬送ができるよう救急医療体制を整備してまいります。

議長（堀井勝君） 答弁が終わりました。再質問はありますか。伊藤議員。

2番（伊藤和嘉子君） 2回目の質問をさせていただきます。

救急車が現場に到着して、患者の容体が重症と判断されていても、場合によっては受け入れてくれる医療機関が見つからずに、病院到着までかなりの時間がかかってしまう状況が枚方寝屋川消防本部の管内にも起こっているわけです。誰でも、自分の周りで救急車を呼ばなければならなかったときに、一刻も早く病院へと思うのは当然です。しかし、この管内でも、重症患者であるにもかかわらず、医療機関に受け入れてもらうには4回以上も問い合わせをしなければならなかった件数が、21年中に80件もあったということについては、私は驚いています。4回以上という照会回数の内訳と、救急車の現場滞在時間が60分以上の件数は何件であったのかをお尋ねしたいと思

います。

議長（堀井勝君） 質問が終わりました。答弁を求めます。守田警防部長。

警防部長（守田晴行君） 伊藤議員の2回目のご質問にお答えいたします。

重症での問い合わせ回数4回以上を要した件数80件の内訳であります。4回が38件、5回が14件、6回が11件、7回が8件、それ以上については各回数1、2件程度で、最高問い合わせ回数は12回で、2件あります。また、現場滞在時間が60分以上の件数は、重症では3件であります。

議長（堀井勝君） 答弁が終わりました。再質問はありますか。伊藤議員。

2番（伊藤和嘉子君） 3回目は要望とさせていただきます。

最高問い合わせ回数が12回ということがありますが、苦しんでいる患者やそのご家族がおられる救急車の中で搬送先を探さなければならない救急隊員の皆さんの仕事は、大変ご苦労があると思います。救急医療にかかわる問題は、医療崩壊の象徴的な出来事であるとともに、住民の命にかかわる重大問題です。医師、看護師不足の解消など、抜本的な解決を図るため、国や行政機関が積極的に役割を果たさなければなりません。当面は緊急の解決が求められています。今日報告されました照会回数も、大阪府の行っている緊急搬送要請システム「まもってNET」や3次医療機関コーディネート事業を積極的に活用していてもまだまだこんな状況があるということです。本当に、命を守るという点では緊急の解決が必要です。今回は、大阪府が傷病者の搬送及び受け入れの実施基準を作成するため、この北河内ブロックでも、保健所、医療機関、消防本部で協議をして、22年度中にブロックの実施基準をつくるということです。早急に実効ある対策になるように、そして、その施行も23年度にはすぐに始めるようお願いをいたしまして、私の質問を終わります。ありがとうございました。

議長（堀井勝君） これにて伊藤議員の質問を終結いたします。

次に、廣岡議員の質問を許します。廣岡議員。

11番（廣岡芳樹君） 11番廣岡芳樹でございます。一般質問の機会を与えていただき、御礼を申し上げます。

それでは、通告書に従いまして一般質問をいたします。初めての消防組合議会議員でありますので、消防組合運営に関する基本的事項を中心にお伺いをいたします。

1点目、枚方寝屋川消防組合経営戦略プランについてお伺いをいたします。

私は27年間の行政職員のうち約16年間を人事、財政、企画を担当してまいりました。その間、2000年前後から議論され始めました自治体経営における戦略計画の導入につ

いては、それまでとは異なる計画行政としての視点に注目をしてまいりました。平成19年5月、議員に就任し、枚方寝屋川消防組合経営戦略プランの存在を認識した折には、そのネーミングにはいささか興奮もし、また内容についても精査をさせていただきました。戦略計画としての議論については、また次回以降の機会にさせていただきますが、今回は、同計画の「5 消防行政の今後の課題」として記載されている「1 消防救急無線のデジタル化」、「2 市町村の消防の広域化」、「3 消防経営戦略プランの進行管理と見直し」について、その認識と現状についてお伺いをいたします。なお、「1 消防救急無線のデジタル化」、「2 市町村の消防の広域化」については、冒頭、管理者からのごあいさつにもその一端が伺えましたが、具体的にご答弁をお願いいたします。

2点目、P A連携についてお伺いをいたします。

本組合においては、平成19年10月1日からP A連携を開始し、市民にも周知の上運用されていることは十分に理解をしております。私も、本年3月に、ご近所の方が倒れたとの通報を受け、家内とともに駆けつけると、心肺停止状態の様相であったことから、すぐに119番をし、人工呼吸を施し、また、私の住む地域では自治会としてA E Dを常設されておることから、A E Dを運搬、使用している間にP A連携による救急隊員が到着していただき、救命活動に当たっていただきました。現場は狭い急階段の2階であったことから、まさにP A連携出動の効果を実地で認識させていただきました。

そこでお伺いをいたします。P A連携を開始して間もなく3年になりますが、当該事業の実績及び組合としての評価、また市民評価の把握及び今後の課題についてお答えをお願いいたします。

3点目、予算査定等についてお伺いをいたします。

これまで、私は何度も当組合議会を傍聴させていただきました。予算の概要については把握をしておりますつもりでございます。今回は、基本的な事項である本組合予算編成における組合としての査定方法及び組合構成市のかかわりについてお伺いをいたします。具体的にお答えをください。

また、組合運営財源の大半を占める構成両市の負担金であります。両市については、普通交付税算定において、消防費として基準財政需要額に相当額が算定されております。あるべき需要額として算定される普通交付税、消防費基準財政需要額について、実際の消防行政を運営する消防組合としての分析を、また制度改正等への意見が

あればお答えをください。

以上、1回目の質問といたします。

議長（堀井勝君） 質問が終わりました。答弁を求めます。岡本総務部長。

総務部長（岡本治康君） 廣岡議員の1点目と3点目のご質問に順次お答えいたします。

消防救急無線のデジタル化につきまして、本消防組合では、費用対効果の観点から、広域化の枠組みである東部ブロックでの共同整備の可能性について各市と協議を行いながら、現在、当該ブロック共同でデジタル波の電波伝搬調査を行っているところです。

一方、消防の広域化につきまして、大阪府では、大阪府消防広域化推進計画に定める各ブロックで検討・作成されました報告書に基づき、本年3月に、広域化に対する各市町村長の意向を確認されたところ、平成22年度以降は、当該ブロックの枠組みを基本とした上で、本計画とは異なる別の組み合わせで変更、修正が行われる見込みとなっています。

次に、消防経営戦略プランの進行管理につきまして、消防経営改革推進本部等において毎年検証を行っているところですが、現在、この戦略プランと第2次将来構想計画の検証結果を踏まえながら、平成23年度から平成27年度までの5か年を計画期間とする第3次将来構想計画の策定委員会を設置し、新たな計画の検討を行っているところです。第3次将来構想計画につきましては、人口減少や少子高齢化、厳しい財政状況など、構成両市の動向を見きわめた上で、今後の消防力のあり方をはじめ、効率的で柔軟な組織体制の構築や職員の大量退職に伴う人材育成など、テーマを絞り込みながら、計画を策定していく考えです。なお、消防経営戦略プランの検証結果につきましては、第3次将来構想計画とあわせて、本消防組合のホームページ等を通じて公表していく予定です。

続きまして、予算査定等についてお答えいたします。

本消防組合の予算編成につきましては、枚方市、寝屋川市の予算編成方針をもとに、組合内の予算編成方針を策定いたしまして、消防経営戦略プランに掲げる課題を推進する施策や事務事業等に要する経費について、必要性や費用対効果を精査した上で予算原案を作成し、構成両市の危機管理室、財政課からご指摘、ご提案をいただいた後に、副管理者、管理者へと説明を行っています。

次に、構成市の普通交付税算定における消防費基準財政需要額についてでございます。

すが、基準財政需要額につきましては、全国の地方公共団体の財政需要を合理的に測定するため、地方交付税法に基づき、国から示された一定の算式により算定された理論数値であると認識しております。また、消防組合の予算につきましては、消防費基準財政需要額以上に予算化していただいていると認識しています。

このように、実際の消防行政サービス需要と消防費基準財政需要額との違いにつきましては、認識を深めていくためにも、今後も構成両市の財政課と情報の共有化を図ってまいります。

議長（堀井勝君） 守田警防部長。

警防部長（守田晴行君） 次に、P A連携についてお答えいたします。

出動状況につきましては、昨年1年間で932件出動いたしました。1か月平均では78件となっており、本年につきましては、5月現在で525件出動し、1か月平均で105件となっております。

運用開始から比較しますと、毎年増加傾向にあり、また、消防小隊が先着し、A E Dを使用しました件数は、平成20年で37件、平成21年で76件と倍増しております。一方、救命処置により心拍が再開した傷病者のうち、1か月後の生存者の割合につきましては、P A連携導入以前は6%であったのに対しまして、平成21年は9%と伸びてきております。このことは、P A連携運用開始以来の傷病者の救命率向上に寄与しているものと考えます。

本消防組合としましては、出動事案が増加傾向にある中、今まで以上に、市民への広報に加え、消防隊員の救命技術の向上を図るため、研修等を実施し、今後も引き続き、救命率の向上に努めてまいります。

議長（堀井勝君） 答弁が終わりました。再質問はありますか。廣岡議員。

11番（廣岡芳樹君） 多岐にわたるご答弁をいただきました。再質問ではありませんが、ご答弁をお聞きして、意見なり要望を若干述べさせていただきます。

1点目の質問に対するご答弁では、広域化、デジタル化については、これは重要な今後の課題という認識をされておる。私もそういう認識をしております。また、経営戦略プランの進捗状況についても毎年検証もされておるということでございます。今後は、こういう重要案件につきましては、速やかに議会のほうにも報告をしていただきたい旨をご要望させていただきます。

2点目のP A連携につきましては、かなりの成果が上がっておるということでございます。1か月後の生存者の割合につきましては導入前の6%から、平成21年度では



9%で、著しく増加しておるといふこととございます。これの効果につましても、私も一般質問の中で述べましたが、重々理解をしております。ただ、PA連携で来ていただきました折りに、まず消防車が来られます。そのときに、やはりご近所の方が大変驚かれた状況を聞いておりますので、今後、枚方、寝屋川両市の市民の皆さんに、このPA連携の必要性あるいは効果というのを十分に広報していただきまして、より一層の効果を上げていただきたいと思っております。

3点目の予算査定については、構成両市と十分なご協議をいただいておりますこととございます。交付税の算定につましても十分なご理解をいただいておりますこととご答弁でございました。消防行政の現場を、当組合は細かく詳細に知っております。交付税算定においては密度補正、そして段階補正、態様補正というかなりややこしい制度でございますが、なかなか両市の需要額を増やす制度改正も難しいかと思っておりますが、ぱっと見たところでは、密度補正で人口密度を基準にされておりますが、枚方、寝屋川両市は、市街化区域の面積の中に占める割合が大変多くございます。そういう市街化区域密度というものと、決算額を比較して、需要額を増やせるような要望ができないものかと。両市の需要額が増えれば、交付税も増えるわけとございますので、また、両市の財政課と消防本部と、いろいろとご協議をいただきまして、的確な需要を反映していただきまして、消防行政の財源的な効果といひますか向上に資していただきたいということをお願いいたしまして、私の一般質問を終わらせていただきます。

議長（堀井勝君） これにて廣岡議員の質問を終結いたします。

次に、田中議員の質問を許します。田中議員。

7番（田中久子君） 一般質問の機会を得ましたので、北河内4市リサイクルプラザかざぐるまの火災について質問させていただきます。

今年、6月14日の午前9時57分ごろ、寝屋川市寝屋南にある北河内4市リサイクルプラザかざぐるま、以下略してかざぐるまとさせていただきます。このかざぐるまから出火、20台の消防車、71名の隊員が出動、枚方寝屋川消防組合の覚知は10時07分であり、鎮火は14時48分となっております。覚知から鎮火まで約4時間40分かかっております。損傷程度は、4階天井約10㎡焼損、受入ホッパの一部、供給コンベア、破袋機、粗選別機及びごみ1tが焼損とされております。1階から4階、水煙損、消火に当たって屋根及び窓ガラスなど破損とされております。出火原因は簡易ガスライターによるものと推定とされております。簡易ライターは、頻繁に廃プラに混入されているとお聞き

しています。収集段階での分別徹底も必要であります。今後、火災が二度と起きない保証はありません。廃プラ処理施設に設置する消防用設備等の基準については満たされていたとお聞きしましたが、火災が起きても、迅速に鎮火できる設備等の指導や設備等の基準の見直しが求められます。その点についてお聞きします。

次に、消火活動に当たってのマニュアルについてです。3年前、発泡スチロール製品を扱っているトーヨー工業株式会社クズ八工場において火災が起き、焼損面積は4,200㎡と、かざぐるまより大きく広がったようです。4階建て耐火構造という点ではかざぐるまと同様ですが、鎮火に6時間費やしたと聞きました。化学製品という点では同様であります。かざぐるまにおいても発泡スチロール、廃プラスチック、ペットボトルなどを扱っています。廃プラ処理施設などでの火災を迅速に消火できるためのマニュアルを作成すべきではありませんか。

また、消火活動に当たってです。かざぐるまでは、TVOC(総揮発性有機化合物)、トルエンの数値を市民に公開するために、道路からすぐの玄関口に設置された電光掲示板があります。火災当日は、住民への広報活動はされていないとお聞きしました。火災の際、ペットボトルからはアセトアルデヒドやベンゼンが発生します。アセトアルデヒドやベンゼンは発がん性があり、目やのどの粘膜を刺激します。頭痛などの原因にもなります。また、ポリエチレン(PE)からは、アセトアルデヒド、アクロレイン(アクリルアルデヒド)、メチルアルコール、ホルムアルデヒドなどが発生します。これは、ひどい症状では意識を失うなど、中枢神経を侵されることもあります。日ごろから、廃プラ施設周辺の住民からは健康被害の訴えがあります。廃プラから発生する化学物質には、いまだに有害性が解明されていないものが多くあります。周辺住民に注意勧告など広報活動を行うべきだったと考えますが、いかがですか。

以上、1回目の質問とさせていただきます。

議長(堀井勝君) 質問が終わりました。答弁を求めます。守田警防部長。

警防部長(守田晴行君) 田中議員の1点目のご質問にお答えいたします。

かざぐるまの火災に係る消防用設備等の指導と再発防止対策について、法的設置義務のある消防用設備等はすべて設置され、加えて、ごみピット内部には放水型スプリンクラー設備が自主的に設けられており、消防用設備等の点検結果の報告もされております。また、再発防止対策といたしまして、高精度の炎感知機をはじめ、熱検知機、散水ノズル、排煙窓等の設置が計画されております。

消防といたしましては、ハード面の指導はもちろんのこと、防火意識が高く保たれ

るよう、ソフト面の充実・強化に焦点を当て、巡回監視の強化など、火災を早期に発見するための対策を強化するなどの内容を盛り込んだ消防計画の見直しを図るよう指導いたしました。

今後にもありましても、より一層、関係者に対し、防火管理体制のさらなる強化と防火・防災に対する取り組みを引き続き指導してまいります。

次に、消火活動マニュアルのご質問にお答えいたします。

本消防組合では、現在、リサイクルプラザをはじめ、個々の各施設を対象とした活動マニュアルはございません。そうした中で、各種火災に対してより一層、消火活動が安全、確実かつ迅速に実施できる体制を確立していくため、各災害種別に応じた消防隊の活動マニュアルを、現在検討中の第3次将来構想計画の中で策定してまいります。

また、広報活動につきましては、火災現場の状況から、付近家屋に延焼のおそれもなく、大規模な火災への進展はないものと判断したため、消火活動を優先したものでございます。

議長（堀井勝君） 答弁が終わりました。再質問はありますか。田中議員。

7番（田中久子君） 2回目の質問を行わせていただきます。設備等については、再発防止対策や消防計画の見直しなどされるといいますので、一定の努力がなされますが、国の消防用設備と基準の見直しについては答弁がありませんでした。枚方寝屋川消防組合として、国に対し意見などを出すことを求めています。

消火活動マニュアルについては、廃プラスチックなどによる有害物質が排出されることでの消防職員や周辺住民への危険性があることの記載が求められます。焼損表面積、天井10㎡とされていますが、約3坪の面積です。その他合わせてもあまり燃えていないことは、それほど高温になっていなかったと考えます。実際、様子を見ていた方の話や、写真を見る限り、かざぐるまの窓から火は出ていません。消防職員が2人、熱中症にかかり、救急車で運ばれることは、有害物質の排出によるおそれと考えますが、いかがですか。

また、住民から、廃プラ施設からの有害物質による健康被害の訴えがある中で、4市の廃プラなどを集めると、人口約79万人、約33万1,000世帯のペットボトルや発泡スチロール、廃プラスチックが収集されています。プラスチックはそのまま置いていても劣化すると同時に有害な物質を出します。廃プラスチックは多種多様な化学物質であり、温度差によってさまざまな有害物質が排出されます。今回の火災は一般的な火

災と違い、廃プラ施設の火災では有害な物質が多量に排出され、人体に大きな影響を及ぼすおそれもあります。周辺住民への広報活動は重要な活動だと考えますが、いかがですか。

以上で2回目の質問を終わらせていただきます。

議長（堀井勝君） 質問が終わりました。答弁を求めます。守田警防部長。

警防部長（守田晴行君） 田中議員の2回目のご質問にお答えいたします。

2名の消防職員につきましては、熱気と猛炎の中、長時間の消防活動を行ったため、大量の発汗による脱水症状を起こし、軽度の熱中症を発症したものでございます。また、広報活動につきましては、隣接家屋に延焼のおそれもなく、大規模な火災への進展はないものと判断し、一般的な火災と同様、消火活動を優先したものでございます。

議長（堀井勝君） 答弁が終わりました。再質問はありますか。田中議員。

7番（田中久子君） 3回目は要望とさせていただきます。かざぐるまは、安全対策の一環として、排出口を1か所にして、排出される外気は活性炭を通したものとしてきた経過もあります。消火活動マニュアルについて、廃プラスチックなどによる有害物質が排出されるおそれがあるための危険性を記載することを求めておきます。

また、住民への広報活動についても、廃プラ施設による住民からの健康被害の訴えがある中で、類焼や爆発のおそれはなくても、有害物質による人体への影響が考えられる点で、煙などの注意勧告など広報活動を行うことを求めて、以上で私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

議長（堀井勝君） これにて田中議員の質問を終結いたします。

以上をもって、一般質問を終結いたします。

本定例会に付議されました案件は、これにてすべて終わりました。

閉会に際し、管理者からあいさつをお受けいたします。竹内管理者。

管理者（竹内脩君） 閉会に当たりまして、一言お礼のごあいさつをさせていただきます。

まず、今回の議会におきまして、堀井議長、坂本副議長、また監査委員には板坂議員がそれぞれ就任されましたことに心からお祝いを申し上げます。

また、今議会で提案いたしましたすべての案件につきましてご承認、ご可決をいただきまして、まことにありがとうございました。本日の議会でいただきましたさまざまなお意見、ご提言につきましては、今後の参考にさせていただき、市民の期待にこたえられる消防行政の執行に反映させていきたいと考えておりますので、よろしくお

願いいたします。

今後、暑い日が続きますが、議員の皆様方におかれましては十分にご健康に留意されまして、消防行政のさらなる推進に向け、なお一層のご指導、ご鞭撻を賜りますようお願いを申し上げ、甚だ簡単ではありますが、閉会に当たりましてのお礼のごあいさつとさせていただきます。本日はどうもありがとうございました。

議長（堀井勝君） 閉会に当たりまして、私からも一言ごあいさつ申し上げます。

本日は、早朝からご出席をいただきまして、また、大変慎重にご審議をいただきましてありがとうございました。

なお、私のほうから議運の皆さん、そして議会議員の皆さんに、消防議会のあり方についてご提案もさせていただきました。改めて、またご議論をいただきたいと思いますが、これからますます暑さが厳しくなりますので、どうぞご自愛いただきたいと、このように思います。理事者におかれましても、暑さ厳しき折りから、市民の生命、財産を守るために頑張っていたきたい、このように思う次第でございます。

高い席からでございますが、ごあいさつを申し上げまして、本日の会議を閉会させていただきます。どうもご協力ありがとうございました。

（午後 0 時 16 分 閉会）

前記会議の顛末を記録し、その相違なき事を記するためここに署名する。

平成22年 7月22日

枚方寝屋川消防組合議会

議 長 堀 井 勝

枚方寝屋川消防組合議会

議 員 板 坂 千鶴子

枚方寝屋川消防組合議会

議 員 伊 藤 和嘉子